

特定非営利活動法人丸米ベース定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人丸米ベースという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもたちや高齢者に対して、文化活動、社会活動の機会の充実と振興を図る事業を行い、子どもの豊かな成長に寄与することにより社会全体の利益に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子ども食堂事業
- (2) 子どもの学習サポート事業
- (3) 子どもの居場所作り事業
- (4) 生活相談事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以下
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、5名以内を常任理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 社員総会の決議があつたとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員報酬に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会にて決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	加藤 悦子
副理事長	中筋 智子
常任理事	大矢真理子
同	阿部 真弓
同	野口 剛
同	荒井 利一
理事	蟹江 恵美
同	竹内 雅美
同	渡邊 雅章
同	平多 進幸
同	長瀬 陽子
監事	平野幸一郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 0 円 年会費 0 円

(2) 賛助会員 入会金 0 円 年会費 0 円

特定非営利活動法人丸米ベース 役員名簿

役職	氏名	住所または居所	報酬の有無
理事	加藤 悦子	[Redacted]	有り
理事	中筋 智子		なし
理事	大矢真理子		なし
理事	阿部 真弓		なし
理事	野口 剛		なし
理事	荒井 利一		なし
理事	蟹江 恵美		なし
理事	竹内 雅美		なし
理事	渡邊 雅章		なし
理事	平多 進幸		なし
理事	長瀬 陽子		なし
監事	平野幸一朗		なし

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

現在、日本の子どもの貧困率はOECD加盟国の中でも高い水準であり、特にひとり親世帯の貧困に関しては深刻な現状があると聞いた。

その現状を打破するためには、子ども食堂の置かれている役割が、単に食事の提供に留まることなく、経済的な理由などで十分な食事ができない子どもに対し、栄養のある食事を提供してあげることが必要である。

また、その子ども食堂が、子どもたちが安心して過ごせる居場所となってあげること、地域とのつながりを深める場所になるとより素敵であると考えている。

さらには、同所において、学習支援や交流の機会の醸成も絡めていきながら、日本の子どもの貧困問題の解決に少しでも貢献したいと考えるからである。

2 申請に至るまでの経過

我々は任意団体『丸米ベース』として、コロナ禍の2020年には「コロナに負けるな!」というキャッチフレーズを掲げ、道行く地域住民に対し炊き出しの豚汁を配付し、また、地域の子どもたちにはたこ焼きやかき氷の提供を気まぐれな開催ではあるが実施してきた。

そんな実績もあり『丸米ベース』の内部から「子ども食堂の運営をしっかりとした形で行っていったらどうかなあ?」という声が上がリその意向を受けて、令和8年1月17日(土)と令和8年2月28日(土)に丸米ベースの所在地において、子ども食堂を実施した。

その結果、この子ども食堂の運営を法人化することで、組織を強化しNPO等の他団体とのネットワークを拡張するとともに、実施できることの枠を広げ、良質なサービスの提供ができるよう今後における活動の成長を期待するものとしたいから申請へとつながった。

令和8年2月28日

特定非営利活動法人丸米ベース

設立代表者

氏 名 平野 幸一朗

特定非営利活動法人丸米ベース

令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

当年度の事業としては、任意団体『丸米ベース』として行なってきた子ども食堂の運営を法人化することで組織を強化し、NPOの他団体とのネットワークを拡張するとともに、実施できることの枠を広げ、良質なサービスの提供ができるよう次年度以降の取り組みに成長を期待するものとした。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の 範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 子ども食堂事業	毎月1回中学生以下の子どもは無料、大人は300円で食事を提供して交流を図る。	(A) 毎月1回の土 または日曜日 (B) 丸米ベース (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 100人/回	1,260
(2) 子どもの学習サポート事業	平日の放課後等に、丸米ベースを訪れた子供たちに宿題等の指導を行う。	(A) 随時 (B) 丸米ベース (C) 3人	(D) 地域住民 (E) 10人/回	270
(3) 子どもの居場所作り事業	平日の放課後等に、丸米ベースを訪れた子供たちにおやつを提供しコミュニケーションを図るなどして、子供たちの抱える問題等に向き合う場を作る。	(A) 随時 (B) 丸米ベース (C) 3人	(D) 地域住民 (E) 10人/回	288
(4) 生活相談事業	丸米ベースを訪れた高齢者を中心とした地域住民の各種相談事業を行い関係機関へ繋ぐ	(A) 随時 (B) 丸米ベース (C) 3人	(D) 地域住民 (E) 5人/月換算	288
(5) その他 目的を達成するために 必要な事業	今年度は実施しない			0

特定非営利活動法人丸米ベース

令和9年度事業計画書

1 事業実施の方針

当年度の事業としては、任意団体『丸米ベース』として行なってきた子ども食堂の運営を法人化することで組織を強化し、NPOの他団体とのネットワークを拡張するとともに、実施できることの枠を広げ、良質なサービスの提供ができるよう次年度以降の取り組みに成長を期待するものとした。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
(1) 子ども食 堂事業	毎月1回中学生以下の子 どもは無料、大人は300円で 食事を提供して交流を図る。	(A) 毎月1回の土 または日曜日 (B) 丸米ベース (C) 10人	(D) 地域住民 (E) 100人/回	1,680
(2) 子どもの 学習サポ ート事業	平日の放課後等に、丸米 ベースを訪れた子供たちに 宿題等の指導を行う。	(A) 随時 (B) 丸米ベース (C) 3人	(D) 地域住民 (E) 10人/回	360
(3) 子どもの 居場所作 り事業	平日の放課後等に、丸米 ベースを訪れた子供たちに おやつを提供しコミュニケ ーションを図るなどして、 子供たちの抱える問題等に 向き合う場を作る。	(A) 随時 (B) 丸米ベース (C) 3人	(D) 地域住民 (E) 10人/回	384
(4) 生活相談 事業	丸米ベースを訪れた高齢 者を中心とした地域住民の 各種相談事業を行い関係機 関へ繋ぐ	(A) 随時 (B) 丸米ベース (C) 3人	(D) 地域住民 (E) 5人/月換算	384
(5) その他 目的を達成 するために 必要な事業	今年度は実施しない			0

活動予算書

法人成立の日から 令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取入会金	0	
賛助会員受取入会金	0	
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	3,000,000	3,000,000
3. 受取助成金等		
受取助成金	0	0
4. 事業収益		
子ども食堂事業収益	135,000	
子どもの学習サポート事業収益	0	
子どもの居場所作り事業収益	0	
生活相談事業収益	0	
その他目的を達成するために必要な事業収益	0	135,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		3,135,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給料手当	1,710,000	
法定福利費	0	
人件費計	1,710,000	
(2)その他経費		
食品等材料費	306,000	
印刷製本費	90,000	
会議費	0	
旅費交通費	0	
通信運搬費	0	
賃借料	0	
その他経費計	396,000	
事業費計		2,106,000
2. 管理費		
(1)人件費		
役員報酬	450,000	
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	450,000	
(2)その他経費		
諸謝金	0	
印刷製本費	100,000	
会議費	0	
旅費交通費	180,000	
通信運搬費	0	
消耗品費	0	
水道光熱費	0	
賃借料	0	
保険料	0	
租税公課	0	
雑費	100,000	
その他経費計	380,000	
管理費計		830,000
経常費用計		2,936,000
当期正味財産増減額		199,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		199,000

活動予算書

令和9年4月1日 から 令和10年3月31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取人会金	0		
賛助会員受取人会金	0		
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	4,000,000	4,000,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
子ども食堂事業収益	180,000		
子どもの学習サポート事業収益	0		
子どもの居場所作り事業収益	0		
生活相談事業収益	0		
その他目的を達成するために必要な事業収益	0	180,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			4,180,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給料手当	2,280,000		
法定福利費	0		
人件費計	2,280,000		
(2)その他経費			
食品等材料費	408,000		
印刷製本費	120,000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
賃借料	0		
その他経費計	528,000		
事業費計		2,808,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	960,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	960,000		
(2)その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	240,000		
通信運搬費	0		
消耗品費	0		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	0		
その他経費計	240,000		
管理費計		1,200,000	
経常費用計			4,008,000
当期正味財産増減額			172,000
前期繰越正味財産額			199,000
次期繰越正味財産額			371,000